

木城町介護給付費等支給決定基準

木城町障害福祉サービスの支給決定基準を次のとおり定める。

I. 基本的な取扱い

この支給決定基準は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護給付費等（以下「障害福祉サービス」という。）の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いにあたっては、以下のことに留意する。

1. 障害者自立支援法以前よりサービスを利用していた利用者については、これまでの支給量をできるだけ保障すること。
2. 支給決定基準における最大支給量とは、各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、原則として個々のサービス等利用計画案に基づいて行うこと。
3. 支給決定基準から乖離しているサービスの種類や支給量を支給決定しようとする場合は、事前に西都児湯障害認定審査会に意見聴取を行うこと。（乖離とは、加算後最大支給量を超える場合とする。）
4. 支給決定基準は恒久的なものではなく、法令、通達、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できるものであること。

II. 用語の定義

この支給決定基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 障害者 法第4条第1項に規定する障害者とする。
2. 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児法」という。）第4条第2項に規定する障害児とする。
3. 基準最大支給量 加算要件に該当しない場合に支給できる障害福祉サービスの最大支給量。
4. 加算後最大支給量 加算要件に該当する場合に支給できる障害福祉サービスの最大支給量。
5. 標準利用期間 自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助について、サービスの長期化を回避するために設定されている期間。

Ⅲ. サービスの種類

1. 介護給付費

- (1) 居宅介護【法第5条第2項】
- (2) 重度訪問介護【法第5条第3項】
- (3) 同行援護【法第5条第4項】
- (4) 行動援護【法第5条第5項】
- (5) 療養介護【法第5条第6項】
- (6) 生活介護【法第5条第7項】
- (7) 短期入所【法第5条第8項】
- (8) 重度障害者等包括支援【法第5条第9項】
- (9) 施設入所支援【法第5条第10項】

2. 訓練等給付費

- (1) 自立訓練（機能訓練）【法第5条第12項】
- (2) 自立訓練（生活訓練）【法第5条第12項】
- (3) 宿泊型自立訓練【法第5条第12項】
- (4) 就労選択支援【法第5条第13項】
- (5) 就労移行支援【法第5条第14項】
- (6) 就労継続支援A型【法第5条第15項】
- (7) 就労継続支援B型【法第5条第15項】
- (8) 就労定着支援【法第5条第16項】
- (9) 自立生活援助【法第5条第17項】
- (10) 共同生活援助【法第5条第18項】

3. 地域相談支援給付費

- (1) 地域移行支援【法第5条第21項】
- (2) 地域定着支援【法第5条第22項】

4. 障害児通所給付

- (1) 児童発達支援【児法第6条の2の2第2項】
- (2) 放課後等デイサービス【児法第6条の2の2第3項】
- (3) 居宅訪問型児童発達支援【児法第6条の2の2第4項】
- (4) 保育所等訪問支援【児法第6条の2の2第5項】

5. 地域生活支援事業

- (1) 移動支援
- (2) 日中一時支援
- (3) 訪問入浴サービス

IV. 内容・対象者・支給量・有効期間

1. 介護給付費

(1) 居宅介護

障害者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(ア) 身体介護

内 容	居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護）を中心としたサービス。
対象者	【障害者・障害児】 障害者：障害支援区分が1以上である者 障害児：障害児の調査項目（5領域11項目）①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上の者
支給量	○基準最大支給量：区分1・2 19時間（1時間×19回／月） 区分3以上 28.5時間（1.5時間×19回／月） ●加算後最大支給量：家事援助とあわせて124 時間／月 ◆加算要件：以下のいずれか2つに該当すること。 ①重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者。 ②単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者。 ③医師の指示により基準以上の支援が必要な者。 ④住宅の状況により1回の介護に1.5 時間以上の時間がかかる者。
支給決定 有効期間 (最長)	1 年

(イ) 家事援助

内 容	単身の世帯に属する利用者又は家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であり、家事援助（調理、洗濯、掃除等）を受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるサービス。
対象者	【障害者・障害児】 障害者：障害支援区分が1以上である者 障害児：障害児の調査項目（5領域11項目）①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上の者
支給量	○基準最大支給量：21時間（1.5時間×14回／月） ●加算後最大支給量：身体介護とあわせて124時間／月 ◆加算要件：以下のいずれか2つに該当すること。 ①重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者。 ②単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者。 ③住宅の状況により1回の介護に1.5時間以上の時間がかかる者。
支給決定有効期間（最長）	1年

(ウ) 通院等介助（身体介護を伴う）

内 容	通院又は官公署並びに相談支援事業所等への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を中心としたサービス ※ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行う場合であって、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合に支給。
対象者	【障害者・障害児】 以下のいずれにも該当する者 ・ 障害支援区分2以上の者（障害児の場合は障害児の調査項目（5領域11項目）①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上の者）。 ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、①から⑤までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること（障害児の場合は、通院等介助サービス提供時において以下のいずれか1つ以上について介助が必要と想定されること）。 ①「歩行」：「全面的な支援が必要」 ②「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」 ③「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」 ④「排尿」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」 ⑤「排便」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」
支給量	○基準最大支給量：10時間／月 ●加算後最大支給量：通院に必要な時間数／月 ◆加算要件：医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者（医師による一月の通院日数を証するものが必要）
支給決定有効期間（最長）	1 年

(エ) 通院等介助（身体介護を伴わない）

内 容	通院等又は官公署並びに相談支援事業所等への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を中心としたサービス。 ※通院等介助（身体介護を伴う）の対象者には該当しないが、通院等介助が必要な場合に支給。
対象者	【障害者・障害児】 障害者：障害支援区分が1以上である者 障害児：障害児の調査項目（5領域11項目）①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上の者
支給量	○基準最大支給量：10時間／月 ●加算後最大支給量：通院に必要な時間数／月 ◆加算要件：医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者（医師による一月の通院日数を証するものが必要）
支給決定有効期間（最長）	1 年

(オ) 通院等乗降介助

内 容	通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助を行うサービス。
対象者	【障害者・障害児】 障害者：障害支援区分が1以上である者 障害児：障害児の調査項目（5領域11項目）①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上の者
支給量	○基準最大支給量：10回／月 ●加算後最大支給量：通院に必要な回数／月 ◆加算要件：医師の指示により10回／月以上の通院が必要な者（医師による一月の通院日数を証するものが必要）
支給決定有効期間（最長）	1 年

(2) 重度訪問介護

内 容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を有するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
対象者	【障害者】 障害支援区分が4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療病院又は助産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合も含む）の者であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者。 （1）次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当していること。 （ア）二肢以上に麻痺等があること。 （イ）障害支援区分の調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 （2）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。
支給量	○基準最大支給量：8時間×31回／月 （うち外出時の移動加算可能時間 4時間×31回／月） ●加算後最大支給量：13時間×31回／月 （うち外出時の移動加算可能時間 4時間×31回／月） ◆加算要件：以下のいずれにも該当する者 ①障害支援区分5以上である者。 ②単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者。
支給決定有効期間（最長）	1年

(3) 同行援護

内 容	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。
対象者	【障害者・障害児】 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。
支給量	○基準最大支給量：40時間／月 ●加算後最大支給量：生活に必要な外出＋余暇50時間／月 ①「生活に必要な外出」とは、通院、官公庁や金融機関への外出、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等での外出とし、これらの外出以外は「余暇」として支給量を計算する。 ②障害児にあつては、余暇を目的とする同行援護は支給しない。 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	1 年

(4) 行動援護

内 容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。
対象者	【障害者・障害児】 知的・精神障害者であつて、障害支援区分が3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあつては、これに相当する支援の度合。）である者。
支給量	○基準最大支給量：10時間／月 ●加算後最大支給量：50時間／月 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	1 年

(5) 療養介護

内 容	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、その介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。
対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として以下のいずれかに該当する障害者。 (1) 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。 (2) 障害支援区分5以上に該当する者であって、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者。 (ア) 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 (イ) 医療的ケアの判定スコア（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が16点以上の者。 (ウ) 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者。 (エ) 遷延性意識障がい者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者。 (3) (1) 及び (2) に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると町が認めた者。 (4) 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用する(1) 及び (2) 以外の者。

支給量	○基準最大支給量：当該月の日数
支給決定 有効期間 (最長)	3年

(6) 生活介護

内 容	障害者施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体的機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
対象者	【障害者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。 (1) 障害支援区分3（障害者支援施設に入所する者は区分4）以上である者。 (2) 年齢が50歳以上の場合は障害支援区分2（障害者支援施設に入所する者は区分3）以上である者。 (3) 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が必要と認めた者。
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数－8日 ●加算後最大支給量：31日 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	3年

(7) 短期入所

内 容	居宅において介護を行う者の疾病その他の理由等により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の必要な支援を行う。
対象者	【障害者・障害児】 障害者：障害支援区分が1以上である者 障害児：障害児の調査項目（5領域11項目）①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上の者
支給量	○基準最大支給量：7日 ●加算後最大支給量：31日 ◆加算要件：以下のいずれかに該当する場合 ①主介護者が入院又は自宅安静、長期療養する場合。（医師の診断書等が必要。） ②家族に急病等が発生し、介護を行う介護者がいない場合。 ③主介護者の心身状況等を勘案した際に、8日以上 の支給量が必要と認められる場合。
支給決定有効期間（最長）	1年

(8) 重度障害者等包括支援

内 容	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。
対象者	【障害者・障害児】 障害支援区分6（障害児にあつては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、 （1）（2）のいずれかに該当する者。 （1）重度訪問介護の対象者であつて、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、（ア）（イ）のいずれかに該当する者。 （ア）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型） （イ）最重度知的障害者（Ⅱ類型） （2）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）
支給量	○基準最大支給量：80,000単位／月 ●加算後最大支給量：102,000単位／月 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	1年

(9) 施設入所支援

内 容	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う
対象者	【障害者】 (1) 生活介護を受けている者であって、障害支援区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上の者。 (2) 自立訓練又は就労移行支援を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。 (3) 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が必要と認めた者。 (4) 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が必要と認めた者。
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数
支給決定有効期間（最長）	3年

2. 訓練等給付費

(1) 自立訓練（機能訓練）

内 容	障害者につき、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	【障害者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。 （１）入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。 （２）特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数－８日 ●加算後最大支給量：31日 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	1 年
標準利用期間	1 年 6 ヶ月 （頸椎損傷による四肢の麻痺、その他これに類する場合にある場合は3年間）

(2) 自立訓練（生活訓練）

内 容	障害者につき、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	【障害者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者（視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練として実施できる。）。具体的には次のような例が挙げられる。 （１）入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。 （２）特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数－８日 ●加算後最大支給量：31日 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	１年
標準利用期間	２年 （長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者は３年間）

(3) 宿泊型自立訓練

内 容	障害者に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行う。
対象者	【障害者】 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数
支給決定有効期間（最長）	１年
標準利用期間	２年 （長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者は３年間）

(4) 就労選択支援

内 容	就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の支援を行う。
対象者	【障害者】 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数－8日 ●加算後最大支給量：31日 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	支給期間は原則1ヵ月とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は最長2ヵ月とする。 （1）自分自身に対しての過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識の不足等、進路に関する自己理解に大きな問題があり、自己理解等の改善に向け、1ヵ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合。 （2）作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するにあたり、1ヵ月以上の時間をかけた観察が必要な場合。
標準利用期間	1ヵ月

(5) 就労移行支援

内 容	就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
対象者	【障害者】 (1) 就労を希望する者で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者(※)。 (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者(※)を含む就労を希望する者。 (3) 通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。 ※65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていなかった者に限る。
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数－8日 ●加算後最大支給量：31日 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	(1) 1年 (2) 5年
標準利用期間	(1) 2年 (2) 3年または5年

(6) 就労継続支援A型

内 容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であって、雇用計画に基づく就労が可能な者に対し、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
対象者	【障害者】 企業等に就労することが困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）。 （1）就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者。 （2）特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結つかなかった者。 （3）企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。 （4）通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数－8日 ●加算後最大支給量：31日 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	3年

(7) 就労継続支援B型

内 容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者で、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によって通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
対象者	【障害者】 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。 (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。 (2) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。 (3) (1) 及び (2) のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者。 (4) 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の経路上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者。 (5) 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。
支給量	○基準最大支給量 : 当該月の日数－8日 ●加算後最大支給量 : 31日 ◆加算要件 : 申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間 (最長)	50歳未満 : 1年 50歳以上 : 3年

(8) 就労定着支援

内 容	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる諸問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行う。
対象者	【障害者】 就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。）
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数
支給決定有効期間（最長）	1年
標準利用期間	3年

(9) 自立生活援助

内 容	居宅における自立した日常生活を営むために、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等を行う。
対象者	【障害者】 (1) 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者。 ※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。 (2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者。 (3) 精神科病院に入院していた精神障害者。 (4) 救護施設又は更生施設に入所していた障害者。 (5) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者。 (6) 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊していた障害者。 (7) 地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者。 (8) 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者。
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数
支給決定有効期間（最長）	1年
標準利用期間	1年

(10) 共同生活援助（グループホーム）

内 容	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の援助を行う。
対象者	【障害者】 障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）
支給量	○ 基準最大支給量：当該月の日数 ※体験利用については年間50日、連続で30日を超えない日数とする。
支給決定有効期間（最長）	共同生活型 : 3年 体験利用 : 1年 地域移行支援型ホーム : 2年

3. 地域相談支援給付費

(1) 地域移行支援

内 容	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行う。
対象者	【障害者】 以下のいずれかに該当する者。 (1) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者。 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。 (2) 精神科病院に入院している精神障害者。 (3) 救護施設又は更生施設に入所している障害者。 (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者 ※保護監察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整対象者のうち、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。 (5) 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害者。
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数
支給決定有効期間（最長）	6ヵ月 ※地域移行支援は、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、支給決定期間を6ヶ月までとしている。この期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月の範囲内で支給決定期間の更新が可能である。

(2) 地域定着支援

内 容	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の必要な支援を行う。
対象者	【障害者】 (1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。 (2) 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害や疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。 (3) 居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者。 ※共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため対象外。
支給量	○基準最大支給量：当該月の日数
支給決定有効期間（最長）	1 年

4. 障害児通所給付

(1) 児童発達支援

内 容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応のための支援その他必要な支援又はこれらに併せて治療を行う。
対象者	【障害児】 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児で、具体的には次のような例が考えられる。 (1) 市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた場合。 (2) 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた場合。治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた場合。
支給量	○基準最大支給量 : 23日 (週5日までとする) ●加算後最大支給量 : 31日 ◆加算要件 : 申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間 (最長)	1年 (就学前まで)

(2) 放課後等デイサービス

内 容	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
対象者	【障害児】 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。
支給量	○基準最大支給量：23日（週5日までとする） ●加算後最大支給量：31日 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	1年

(3) 居宅訪問型児童発達支援

内 容	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
対象者	【障害児】 重度の障害の状態その他これに準ずるものとして次に掲げる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。 （1）人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合。 （2）重い疾病のため、感染症にかかる恐れがある状態にある場合。
支給量	○基準最大支給量：23日（週5日までとする） ●加算後最大支給量：31日 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	1年

(4) 保育所等訪問支援

内 容	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
対象者	【障害児】 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、町が認めた施設に通う又は入所する障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児。
支給量	○基準最大支給量：児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスとあわせて週5日の利用まで。 ●加算後最大支給量：31日 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間 (最長)	1 年

5. 地域生活支援事業

(1) 移動支援（身体介護を伴う・伴わない）

内 容	単独では外出が困難な障害者（児）が、社会生活上の必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、介護者を派遣して外出のための支援を行う。 ○移動支援の対象とならない外出 ・経済的活動に係る移動（通勤・出張・営業活動等） ・通年かつ長期に渡る移動（通所・通学・通園等） ・社会通念上適当でない移動（選挙活動・宗教活動等） ※通学による移動については、保護者等が疾病等のために他に手段がない場合は利用を認める。
対象者	【障害者・障害児】 町内に居住地を有する（木城町で障害者サービスを利用している者を含む。）、以下のいずれかに該当する障害者等。 （1）屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者（児） （2）肢体不自由の程度が1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者またはこれに準ずる者 （3）知的・精神障害者（児） （4）その他町長が特に移動の支援が必要と認めた者 ○「身体介護を伴う」で支給する場合 上記条件の他に、障害支援区分の認定調査項目のうち、①から⑤までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されている（障害児の場合は、通院等介助サービス提供時において以下のいずれか1つ以上について介助が必要と想定される）場合。 ①「歩行」：「全面的な支援が必要」 ②「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」 ③「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」 ④「排尿」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」 ⑤「排便」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」
支給量	○基準最大支給量：10時間／月 ●加算後最大支給量：50時間／月 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 ※支給量を超えた分については全額自己負担
支給決定有効期間（最長）	1年

(2) 日中一時支援

内 容	日中における障害者（児）の一時的な見守り及び活動の場の確保並びに家族の就労支援、日常的な介護者の一時的な休息の確保等の支援を行う。
対象者	【障害者・障害児】 町内に居住地を有する障害者（児）であって、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と町長が認めた者。
支給量	○基準最大支給量：160時間／月 ●加算後最大支給量：176時間／月 ◆加算要件：申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。
支給決定有効期間（最長）	1 年

(3) 訪問入浴サービス

内 容	身体障害者（児）の生活を支援するため、利用者の居住地へ入浴車を派遣してサービスを提供し、身体障害者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
対象者	【障害者・障害児】 以下のいずれにも該当する者 (1) 町内に居住地を有する者 (2) 身体障害者手帳1級の所持者 (3) 介護保険法に規定する要介護者でない者 (4) 常時臥床又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難であり、かつ、ホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者 (5) 入浴可能な健康状態にある者
支給量	○基準最大支給量：3回／週 ※支給量を超えた分については全額自己負担
支給決定有効期間（最長）	1 年

IV. 留意事項

1. 有効期間の基本的な考え方（各サービスの有効期間は各サービスの項参照）

- （ア）複数のサービスを併給する場合の支給決定の有効期間は、短い方の有効期間と同一期間とする。
- （イ）計画相談支援給付費の支給期間についても、サービスの支給決定の有効期間と同一期間とする。
- （ウ）支給決定の有効期間が最長3年間の場合であっても、当該期間内に障害支援区分の有効期間や標準利用期間の終期が到来する場合は、その終期に支給決定の有効期間の終期を合わせる。
- （エ）利用者負担に関する事項については、前年の収入を基礎として1年に1回の見直しが必要であることから、1年に1回の受給者証の更新手続きが必要である（利用者負担上限月額の実適用期間は、従来どおり最長1年間とする。）。

2. 標準利用期間を超える更新決定の取扱いについて

（1）標準利用期間について

障害福祉サービスのうち、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されている（詳細は各サービスの項参照）。

標準利用期間内では十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、西都児湯地区障害認定審査会でその必要性が認められた場合に限り、標準利用期間を超えて最大1年間の更新をすることが可能（原則1回）である。

ただし、就労定着支援については、3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

（2）添付書類（自立生活援助は①のみ。）

- ①標準利用期間を超える更新申請に係る理由書
- ②直近の個別支援計画書
- ③サービス利用期間中のモニタリング報告書・サービス等利用計画

3. サービスの併給について

ニーズが多様であること、サービス報酬が日額化され報酬の重複を防ぐことができることから、報酬が重複しない利用体系であれば、原則として併給できない障害福祉サービスの特定はしないものとする。

ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じた目標・計画を策定していることから、町長が特に必要と認めた場合以外は、併給しないこととする。

4. 介護保険制度との併給について

介護保険制度との併給については「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日障企発第0328002号、障発第0328002号）に基づき行うものとする。

【障害福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧】

サービス種類	適用関係
障害者支援施設（生活介護＋施設入所支援）	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先
居宅介護、重度訪問介護、短期入所	介護保険優先
同行援護、行動援護	障害福祉サービス優先
就労移行支援、就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援、自立生活支援、就労選択支援	障害福祉サービス優先
自立訓練（生活訓練）	障害福祉サービス優先
自立訓練（機能訓練）	介護保険優先
生活介護、日中一時支援	介護保険優先
訪問入浴サービス	介護保険優先

なお、以下のサービス決定にあたっては次の点に留意すること。

（１）居宅介護・重度訪問介護

併給する場合は、以下のすべてに該当すること

- ・要介護5であること
- ・単身世帯または同居家族が介護できない状況にあること
- ・介護保険サービスを利用してもなお生活に必要な不可欠なサービスが不足していること

なお、支給決定については町長が認めたサービス利用計画に基づき支給量を算定すること。

（２）移動支援

支給量は10時間／月までとし、余暇活動のみの利用とする。

ただし、視覚障害者及び全肢に麻痺があり町長が認めた者を除く。

5. 特例支給について

支給について、町長が特に必要と認めた者は、支給決定基準にかかわらず支給決定するものとする。なお、この支給決定をした場合は、特例支給台帳に必要事項を記入するものとする。

6. その他

その他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年11月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年10月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。